

令和5年第8回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和5年8月25日(金)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後4時08分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後4時40分

#### 委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	欠
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	欠		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	欠		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

#### 議事参与者

##### 職 員

局 長 黒瀬秀明  
 次 長 鈴木秀幸  
 書 記 青木智史  
 書 記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和5年第8回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、小和瀬守委員、坂本滋委員、福島隆志委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和5年第8回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第53号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第4、議案第54号から議案第62号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第63号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から「なし」の声)</p> <p>それでは、戸屋政春委員と新井徹委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第52号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書1ページ、議案第52号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請人は、本議案の各申請地と隣接する宅地に居住しておりますが、親戚との間で農地を交換する話があり、自身の土地について調べていたところ、農地法の手続きを踏まずに、今回の申請地を自宅の附属建物敷地として利用していることに気付き、追認をお願いしたく、申請に至ったとのことでした。</p> <p>なお、本申請には、始末書が添付されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>柴崎推進委員。</p>
<p>柴崎推進委員</p>	<p>23日の午前中、申請人ご夫婦にお話しを伺いました。様々事情を伺いましたが、お父さんの代に、今ある住宅を中心に建てる際に、前の母屋を引いて申請地に移動したようです。</p>

	<p>また、〇〇番には、自身の利用する物置であるから大丈夫だろうと設置したようです。現在は農作業場となっております。</p> <p>農地法の認識がなく、農家が見落としがちなことでありまして、とても反省しておりました。周辺への影響はないと思われしますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 52 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 52 号は原案のとおり許可相当と決定し、県に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 53 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の 2 ページ、議案第 53 号について御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動や権利設定の許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>本申請地での計画は、男衾土地区画整理事業の造成工事に伴うもので、令和 4 年 10 月総会で御審議頂き、同年 11 月 16 日付けで、本年 10 月 15 日までの一時転用許可を受けていますが、事業全体の工事工程が遅れており、許可期間内で利用を終えることができないため、来年 2 月 29 日まで約 4 ヶ月半の利用延長をしたいと考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんにご意見をお願いいたします。</p> <p>吉田委員。</p>
吉田委員	<p>8 月 19 日の土曜日に、栗原推進委員と現地確認を行い、申請人には電話にてお話を伺いました。住宅地整備工事に係る作業事務所や駐車場の一時転用とのことで、工事期間の延長申請ということで、問題ないものと思います。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 53 号について、原案のとおり計画変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 53 号は原案のとおり計画変更を承認することとして、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 54 号から議案第 62 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許</p>

事務局	<p>可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは議案第 54 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 54 号について御説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は現在、申請地南側の御実家で両親と同居していますが、手狭さになっており、両親の面倒を看ることができる場所で自己用住宅の建築を検討したところ、申請地を祖父より借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、地元の委員のご意見を伺います。</p> <p>坂本推進委員。</p>
坂本推進委員	<p>19 日の午前中、石附委員と現地を確認してまいりました。現地は綺麗に整地されておりました。事務局から説明がありましたが、譲渡人と譲受人は、祖父と孫という関係とのことでした。双方とお話しはできなかつたのですが、譲受人の父とお会いしお話を伺うことができました。</p>
議長	<p>周辺に与える影響についても問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 54 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、議案第 54 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次の議案第 55 号及び議案第 56 号については、関連がありますので、説明は一括で行いたいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
事務局	<p>それでは、議案第 55 号及び議案第 56 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 55 号及び議案第 56 号について御説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は、玉淀ダムで発電事業を行う事業者から、発電所設備の改良工事を受注していますが、施工に必要な仮設の電気設備の設置や、作業車両等の駐車場・現場事務所の設置のため、近隣で候補地を検討したところ、本申請地を借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、議案第 55 号の方の申請地については、過去に住宅敷地として農地転用許可を取得し、完了した土地ですが、火災により住宅が焼失してしまい、登記地目が農地のまま変更が行われていないため、農地法の手続きとのことで、申請されたものです。</p>

	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員はご意見をお願いします。</p>
石附委員	<p>石附委員。</p> <p>8月19日に現地を確認しました。事務局から説明があったとおりですが、議案第55号については耕作されておらず、周囲に農地も確認できません。</p> <p>議案第56号の申請地については、本人に事情を伺いましたが、作業事務所等の設置があっても問題ないとのことでした。</p>
議長	<p>私はこの提案に対して、問題なしと判断しております。ご審議をお願いいたします。</p> <p>他にご意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは順に採決いたします。</p> <p>議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第55号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第56号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第57号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第57号について御説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は現在、実家に両親と暮らしていますが、手狭に感じ、自己用住宅の建築を検討したところ、実家に近い本申請地を父から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。</p>
	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>この件について、地元委員のご意見をお願いします。</p>
石附委員	<p>石附委員。</p> <p>8月19日に坂本推進委員と現地確認しました。事務局の説明のとおり、2種農地ということで、周囲は農地が点在していますが、宅地となった場合でも問題はないと判断します。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第57号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第58号について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは、議案第 58 号について御説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は、町内所在の主に不動産業や建物のリフォーム工事などを行う法人ですが、本申請地に隣接する建物を利用して、リフォーム資材の加工等を行うことを予定しており、隣接する本申請地を資材置き場として利用したいと考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見をお願いいたします。</p> <p>金子委員。</p>
金子委員	<p>8 月 20 日に横田推進委員と現地を確認しました。申請人双方にお会いすることは出来ませんでした。現地は綺麗に草刈りされており、問題ないかと思っておりますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 58 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 58 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 59 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 59 号について御説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は現在、実家に両親と暮らしておりますが、このたび、本申請地西側の元屋敷であった宅地に自己用住宅の建築を予定し、本申請地を進入路としたいと考えましたが、申請地が、この元屋敷への進入路として、昔から、農地法の許可を受けずに利用していたことが発覚したため、申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、本申請には、始末書が添付されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見をお願いいたします。</p> <p>伊藤推進委員。</p>
伊藤推進委員	<p>21 日に現地確認してまいりました。現況はすでに道路になっていまして、異議はありません。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 59 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 59 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 60 号について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは議案第 60 号について御説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は町内所在の主に建設業を行う法人ですが、この度、町が発注した下水道工事を請け負い、その工事用の資材置場として、現場近くの本申請地を利用したいと考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本申請は、一時転用許可を受けるものであり、使用期間は、許可日から令和 6 年 7 月 31 日までとなっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見をお願いいたします。</p> <p>吉田委員。</p>
吉田委員	<p>8 月 19 日に栗原推進委員と二人で現地確認を行いまして、譲渡人の妻に事情を伺いました。</p> <p>申請地は駅の近くで住宅も多い中、面積も広い土地であります。</p> <p>駅の西口から赤浜地区にかけて行われる下水工事にかかる資材置き場に利用することとで、問題ないものと思われまのでご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 60 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 60 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 61 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 61 号について御説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は現在、隣接町の借家で、夫婦で居住しておりますが、借家が手狭になり、自己用住宅の建築を検討したところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見をお願いいたします。</p> <p>栗原推進委員。</p>
栗原推進委員	<p>8 月 19 日に吉田委員と現地を確認し、譲渡人を尋ねましたが、特に問題はないものと思われまので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 61 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 61 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 62 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 62 号について、御説明申し上げます。 申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は、本申請地の北側にある自宅で、義理の両親と暮らしてはいますが、譲渡人の意向で、譲受人に対して、全ての土地・家屋を生前贈与するため、手続きを進める中で、農地法の許可を得ずに、本申請地を自宅への進入路や、自宅の敷地の一部として利用していることが分かり、申請に至ったとのことでした。</p> <p>なお、本申請には、始末書の添付がされております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 5 条第 2 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、地元の委員さんのご意見をお願いいたします。</p> <p>戸屋委員。</p>
戸屋委員	<p>8 月 18 日に梅澤委員と現場を確認しまして、御本人にもお話を伺いました。</p> <p>宅地のすぐ前の場所です。農地が綺麗に整備されておりまして、親から借受けて利用しているとのことでした。</p> <p>特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 62 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 62 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 63 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 63 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 5 ページをご覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案第 63 号につきまして、説明いたします。</p> <p>今回の計画は全 4 筆で、地目は全て畑、合計面積が 4,300 m<sup>2</sup>です。</p> <p>今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から「なし」の声)</p>



議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 63 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 63 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。

以上で全ての議案審議が終了しました。

委員さんから、何かありましたらお願いいたします。

(委員から「なし」の声)

議長

事務局から何かありますか。

事務局長

事務局から 1 点、ご連絡いたします。

次回の総会ですが、9 月 26 日、火曜日の午後 1 時 30 分からをお願いいたします。

繰り返します。

9 月 26 日、火曜日の午後 1 時 30 分からをお願いいたします。

議長

それでは他に無いようですので、令和 5 年第 8 回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

戸屋 政春 委員      新井 徹 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年8月25日

議 長

室岡重雄

委 員

戸屋政春

委 員

新井 徹